裁　決　書

[redacted]

審査請求人 [redacted]

処分庁 [redacted]福祉事務所長

審査請求人から平成25年3月12日付けで提起された生活保護法第63条による費用返還決定処分に係る審査請求については、次のとおり裁決します。

主　文

処分庁が平成25年1月18日付けで行った生活保護法第63条による費用返還決定処分は、これを取り消します。

理　由

1　事実関係

調査したところ、次の事実が認められます。

(1)　平成24年3月13日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁に生活保護申請書を提出し、同日、処分庁はこれを受け付けた。

(2)　平成24年3月26日、処分庁は、請求人の生活保護を申請日の同年同月13日より開始することを決定した。

(3)　平成24年9月5日、処分庁は、同年9月分の生活保護費[redacted]円を請求人の銀行口座に振り込み、支給を行った。

(4)　平成24年9月6日、請求人は[redacted]のため、逮捕された。同日以後、現在まで、請求人は拘留中である。

(5)　平成24年10月5日、処分庁は、同年10月分の生活保護費[redacted]円を請求人の銀行口座に振り込み、支給を行った。

(6)　平成24年11月5日、処分庁は、同年11月分の生活保護費[redacted]円を支給した。保護費のうち、[redacted]円は請求人の銀行口座に振り込まれ、残額[redacted]円は同年10月分家賃及び共益費として、賃貸人に対し、請求人に代わり、処分庁が支払った。

同日、処分庁担当者が請求人宅を訪問したが、請求人は不在であったため、処分庁担当者は訪問したことを記した手紙を差し置いた。

(7)　平成24年12月5日、処分庁は、同年12月分の生活保護費[redacted]円を支給した。保護費のうち、[redacted]円は請求人の銀行口座に振り込まれ、残額[redacted]円は同年11月分家賃及び共益費として、賃貸人に対し、請求人に代わり、処分庁が支払った。

(8)　平成25年1月4日、処分庁は、請求人に同年1月分保護費[redacted]円を支給した。保護費のうち、[redacted]円は平成24年12月分家賃及び共益費として、賃貸人に対し、請求人に代わり、処分庁が支払い、残額[redacted]円は処分庁が保管した。

(9)　平成25年1月11日、処分庁は、請求人が逮捕され、[redacted]拘置所に拘留されている事実を確認したため、平成24年12月1日付けで生活保護を停止する決定を行い、同日、生活保護決定通知書を発行し、[redacted]拘置所内の請求人に郵送した。

(10)　平成25年1月17日、処分庁は、請求人の生活保護停止に伴い、処分庁が保管していた同年1月分保護費[redacted]円を返納する会計処理を行った。

(11)　平成25年1月18日、処分庁は、請求人が逮捕された翌日の平成24年9月7日から平成24年11月30日まで、保護を要しないため、その間の生活保護費について生活保護法第63条により費用を徴収することを決定した。費用返還決定額は、平成24年9月7日から同年9月30日までの生活扶助費[redacted]円の日割額[redacted]円、同年10月分保護費全額の[redacted]円及び同年11月分保護費全額の[redacted]円の合計[redacted]円であった。

なお、返還金額の決定に当たり、控除額について検討されたが、控除額は[redacted]円として決定された。

2　請求人の主張

請求人は、以下の大要のとおり主張し、処分の取消しを求めています。

(1)　平成24年9月6日、逮捕された際に、[redacted]警察署担当刑事に請求人自らが、生活保護者であることを伝えてある。

(2)　平成24年9月27日に、[redacted]警察署より、処分庁担当者の名前を質問され、回答している。このことで、[redacted]警察署より処分庁担当者に連絡がされていると思っていた。

(3)　大家を通じた連絡や手紙により、処分庁担当者に連絡を依頼しているが、回答がない。

(4)　生活保護の廃止はやむを得ないが、逮捕された後、大家に支払われた家賃分まで返還を求められているのは、不条理である。

3　処分庁の主張

処分庁は、本件処分に関し、以下の大要のとおり主張し、請求棄却を求め

ています。

(1) 請求人の生活保護を停止したのは、請求人が平成24年9月6日に警察署に拘留され、その後、[redacted]拘置所に引き続き拘留されていることから、その間の生活費が刑事行政の一環として措置されており、最低生活費の計上が必要ないと判断したためである。

(2) 生活保護停止日以降の扶助金品返還を求めたことは正当である。

4 判断

(1) まず、被保護者が逮捕により、拘留されている場合の最低生活費の計上について検討します。

ア 保護の基準及び程度については、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第8条第1項により「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度に行うものとする」、同条第2項により「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない」とされています。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日 厚生省発社第123号 厚生事務次官通知)第7の1では、「経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するもの」とされています。

イ 一方、法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」とし、また、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)の問7-15「警察官署に留置された場合」において、「被保護者が被疑者等として警察署に留置、拘束された場合は刑事行政の一環として措置されるべきものであることから最低生活費の計上は必要ない」とされています。

ウ 以上を踏まえると、保護の基準は、被保護者の一般社会における日常生活を保護することを定めているのであり、被保護者が勾留等をされた場合には、法第26条第1項の「被保護者が保護を必要としなくなったときに」に含まれ、最低生活費を計上する必要はないものと考えられます。

また、最低生活費は8種類の扶助で構成されていますが、保護を必要としなくなったときは、最低生活費を計上する必要がなくなるので、最低生活費を構成する生活扶助や住宅扶助についても、計上する必要はないもの

と考えられます。

(2) 次に、本件返還決定処分について検討します。

ア 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定しており、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）の問第10の12「保護の停止又は廃止の取扱い基準」において、「被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行うこととなる」とし、「ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の前々月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の停廃止を行うことなく、保護を要しなくなった日から前々月までの間にかかる保護の費用について、法第63条又は法第78条の規定により費用を徴収することとし、前月の初日をもって保護の停廃止を行うこと。」とされています。

イ これらを踏まえて本件についてみると、請求人が逮捕された日の翌日以降は、最低生活費を計上する必要のない期間であると認められます。それを踏まえ、処分庁が請求人に対して交付した当該期間に係る保護費について、請求人が逮捕された翌日の平成24年9月7日から、処分庁が請求人の逮捕の事実を確認した平成25年1月の前々月である平成24年11月30日までの期間の保護費について、処分庁が、法第63条に基づき費用返還を求めたことに、違法又は不当な点は認められません。

ウ しかしながら、法第63条に基づく返還額については、問答集の問13-5「法第63条に基づく返還額の決定」において、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである」としながらも、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない」とされ、「次の範囲」としてアからオの5項目が示され、その「エ」において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」とされており、返還額の決定については、実施機関の裁量に委ねられています。ただし、法第63条に基づく返還額の決定についての実施機関の裁量は、全くの自由裁量というべきではなく、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害するかどうかについて、実施機関の判断に合理性がなく、そ

の判断について、裁量権の逸脱ないし濫用がある場合には、違法というべきであると考えられます。

エ　これらを踏まえて本件処分についてみると、まず、処分庁が支給した平成24年9月分保護費のうちの請求人が逮捕された翌日の同年同月7日から30日までの生活扶助日割分[redacted]円、同年10月分保護費[redacted]円及び同年11月分保護費[redacted]円の合計額[redacted]円が、法第63条に基づく本来の要返還額の全額であると認められます。

次に、処分庁は、本来の要返還額の全額の返還を求めていますが、「1事実関係」の(6)により、処分庁は、請求人に代わり平成24年11月分保護費から同年10月分の家賃及び共益費を賃貸人に支払っていることが確認できます。この支払については、処分庁が、所在不明となった請求人の住宅を維持することを考慮し、住宅維持が、請求人の最低生活の維持若しくは自立を図る上で、社会通念上容認されるとの判断の元、保護費の中から、賃貸人に住宅扶助額及びそれに付随する共益費を支払ったものと推認できます。保護費の一部から、そのような支払を行っている一方で、その支払相当額も含めた要返還額全額の返還を求める処分庁の判断は、合理性のある判断であるとは認められず、その判断において、裁量権の逸脱ないし濫用があると認められるため、違法な処分であると判断されます。

(3)　よって、主文のとおり裁決します。

平成25年6月17日

審査庁　静岡県知事　　川勝　平太